

「練馬地域ふれあい食堂」について

練馬区立厚生文化会館運営協議会の委員でもある部落解放同盟東京都連合会練馬支部は、特定非営利活動法人 練馬人権センターと共催により（以下「主催団体」という。）令和2年度から「練馬地域ふれあい食堂」事業（以下「事業」という。）を実施することを計画しました。また、主催団体は、事業の会食場所を当館敬老室（娯楽室）とする計画を添えて、事業に係る後援名義の使用について区に申請しました。

当館敬老室は貸出規定がなく、利用時間が終了する午後5時以降は通常使用していませんが、区はこの事業が地域住民のみなさまの福祉の向上に寄与し公益性がある事業と認め、後援名義の使用を承認いたしました。

残念ながら、現在も新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業実施の運びとはなっていませんが、開始する際は地域のみなさまにも事業へのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業内容につきましては、配付資料(6)「練馬地域ふれあい食堂」資料をご参照ください。